

三次市小規模型放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り，その効力を失う。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和5年3月31日限り，その効力を失う。</p>